第五条の二　法第九条第四項第二号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

（入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画における重要な事項の変更）

第六条　法第九条第四項第五号ロの経済産業省令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一～七　［略］

（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表）

第七条　法第九条第六項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

五の二　運転開始予定日（運転開始に至っている場合には、運転開始日）

五の三　パワーコンディショナーの自立運転機能及び給電用コンセントの有無

六　［略］

七　第四条の三第一号に規定する内部積立金に関する事項

２　［略］

（変更の認定）

第八条　法第十条第一項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る認定の申請は、再生可能エネルギー発電設備により発電される電気を特定契約により供給する事業を行う場合には様式第三による申請書（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備である場合であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものである場合には様式第三の二による申請書、その出力が十キロワット未満のものである場合には様式第四による申請書）を、再生可能エネルギー発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する事業を行う場合には様式第四の二による申請書を提出して行わなければならない。

２　［略］

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一～十五　［略］

十五の二　認定発電設備が太陽光発電設備であって、法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等に該当する場合にあっては、解体等積立金の積立方法の変更

十六～十八　［略］

十九　第五条第一項第十二号の二に掲げる基準への該当の変更

２　［略］

（廃止の届出）

第十一条　認定事業者は、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、遅滞なく、様式第七による届出書により、その旨を経済産業大臣に届出なければならない。

２　経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を速やかに当該認定事業者の特定契約の相手方である電気事業者に通知するものとする（特定契約を締結している場合に限る。）。

第五条の二　法第九条第三項第二号に規定する再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

（入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画における重要な事項の変更）

第六条　法第九条第三項第五号ロの経済産業省令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一～七　［略］

（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表）

第七条　法第九条第五項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

［新設］

［新設］

六　［略］

［新設］

２　［略］

（変更の認定）

第八条　法第十条第一項の再生可能エネルギー発電事業計画の変更に係る認定の申請は、様式第三による申請書（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものである場合には様式第四による申請書）を提出して行わなければならない。

２　［略］

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一～十五　［略］

［新設］

十六～十八　［略］

［新設］

２　［略］

（廃止の届出）

第十一条　認定事業者は、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第七による届出書により、その旨を経済産業大臣に届出なければならない。

２　経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を速やかに当該認定事業者の特定契約の相手方である電気事業者に通知するものとする。